

●住宅耐震化等助成事業

- 事業期間
 - ・平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 助成対象と要件
 - ・耐震診断
 - 建築士事務所に属する建築士が行う耐震診断であること。
 - ・耐震改修
 - 耐震診断の結果、地震による倒壊の危険性があると判断された住宅で改修後、建築基準法などに適合する改修
 - 法人または個人の建設業者が行う改修
 - ・解体工事
 - 助成対象経費（消費税を含む）の合計が50万円以上の解体工事
 - 解体工事業者の登録または土木、建築等の建設業許可を受けた者が行う解体工事

○助成金額

耐震診断	助成対象経費（消費税を含む）の3分の2を助成（最大4万円）
耐震改修	助成対象経費（消費税を含む）の5分の1を助成（最大100万円）
解体工事	助成対象経費（消費税を含む）の5分の1を助成（最大30万円）

※1,000円未満は切り捨てとなります。

○対象となる方（下記の全ての条件を満たす）

- ・町内に住宅を所有している方（解体工事の場合は、相続人などを含む）
- ・公租公課を滞納していない方（世帯員を含む）

○対象住宅（下記の全ての条件を満たす）

- ・町内にある一戸建ての住宅、長屋、併用住宅および共同住宅
- ・所有者自らが居住するための住宅（解体工事を除く）
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅（耐震診断を除く）

○注意事項

- ・申請書の提出は、着手日の14日前までに提出してください。（申請書の受け付けは平成28年4月1日からとなります。）
- ・工事着手は、申請書提出後、通知書を交付しますので交付後に着手してください。



新築住宅または中古住宅を取得した方に 助成金が交付されます！

事業期間
平成29年3月31日まで

問合せ 総務課企画調整グループ ☎76-2131

◆助成金の内容

住宅の種類	区分	助成金額	商品券交付
新築住宅	転入者	町内業者施行	200万円
		町外業者施行	170万円
	町内者	町内業者施行	170万円
		町外業者施行	150万円
中古住宅	町外から転入し住宅を取得	100万円	中学生以下のお子さん1人につき町内で使えるふれあい商品券15万円分 (発行日から6カ月間使用可能)
	町内者が住宅を取得	70万円	

※新築住宅の場合は、表題登記後3カ月以内に、中古住宅の場合は住民基本台帳登録から3カ月以内に申請が必要です。



●安心すまいる助成事業（リフォーム助成）

- 事業期間
 - ・平成28年4月1日から平成32年3月31日まで
- 助成対象
 - ・増築および改築
 - ・修繕および模様替え（住宅の耐久性、居住性および省エネルギー性を向上させるための改修）
- 要件
 - ・町内に営業所などがある法人または個人の建設業者が行う改修であること。
 - ・助成対象経費（消費税を含む）の合計が30万円以上の改修であること。
 - ・交付認定申請日の年度の3月31日までに改修が完了すること。
- 助成金額
 - ・助成対象経費（消費税を含む）の5分の1を助成（最大50万円）
 - ※1,000円未満は切り捨てとなります。
- 対象となる方（下記の全ての条件を満たす）
 - ・改修を行う住宅の所有者で現に居住している方または改修が完了する日の年度末までに当該住宅に居住する方
 - ・公租公課を滞納していない方（世帯員を含む）
- 対象住宅（下記の全ての条件を満たす）
 - ・町内にある住宅で改修時において、新築後5年を経過している住宅
 - ・居住部分がある一戸建ての住宅
(店舗などとの併用住宅は、居住部分のみ対象となり、店舗などの部分は対象となりません。)
- 注意事項
 - ・当該事業の助成は、同一の住宅について1回限りとなります。
 - ・申請書の提出は、着手日の14日前までに提出してください。（申請書の受け付けは平成28年4月1日からとなります。）
 - ・工事着手は、申請書提出後、交付認定通知書を交付しますので交付後に着手してください。



Q&A

- Q. 改修を行うのに必要な足場費用、産業廃棄物処分費などは対象経費に含まれますか？
A. 助成対象経費に含まれます。
- Q. ロードヒーティング、融雪設備は対象経費に含まれますか？
A. 助成対象外です。
- Q. 車庫、カーポート、物置などの設置は対象経費に含まれますか？
A. 助成対象外です。
- Q. 複数の改修を行う場合はどのように申請をすればいいのでしょうか？
A. 同一住宅のご利用は1回限りとなりますので、屋根の修繕、窓サッシ取り換え、クロスの張り換えなどの複数の改修を行う場合は、全ての工事の見積書をそろえて、合計金額で申請してください。
別々に申請をした場合は、最初に申請した改修のみ対象となりますのでご注意ください。
- Q. 中古住宅購入助成（5ページ参照）と安心すまいる助成事業を合わせて受けることはできますか？
A. 可能です。ただし、中古住宅購入助成は、昭和56年6月以降に建てられた住宅が対象となっていますのでご注意ください。